

新宮市ツアーバス助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宮市への誘客促進及び観光振興をはかるため、新宮市への企画旅行を主催する旅行業者に対し、「新宮市ツアーバス助成金」(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。)のうち、次のいずれにも該当する団体旅行を実施するものとする。

- (1) バス1台当たりの団体旅行の参加者(乗務員、添乗員を除く。第6条第1号において同じ。)が10人以上であること。
- (2) 新宮市内の宿泊施設に宿泊し市内観光施設を1カ所以上訪問すること、もしくは、新宮市観光協会登録ガイドを使ったウォーク、熊野川川舟下り、瀬峡めぐり川舟クルーズのいずれかを利用すること。
- (3) 助成対象者である旅行業者は、新宮市観光協会が用意したアンケートをツアー参加者の2/3以上に回答させ、事業実施後、実績報告書ほか関係書類と一緒に提出すること。
- (4) 令和7年7月1日から令和8年2月28日までの間に催行される企画旅行であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、バス1台あたり10,000円とし、新宮市内での宿泊を伴う場合は30,000円とする。

尚、1営業所につき申請は5回迄(上限150,000円)とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行業者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ助成金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付し、新宮市観光協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表
- (2) 旅行の日程が記載されている書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

尚、助成金の交付申請期間は、令和7年7月1日から令和8年2月14日迄とする。

但し、助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、助成金交付申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第6条 助成金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに助成金実績報告書兼交付請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 当該団体旅行を実施したことが証明できる参加者の宿泊に係る領収書の写し
- (2) 当該団体旅行の旅程が記載されている書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（交付金額の確定及び交付）

第7条 会長は、前条の実績報告及び助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第8条 会長は、助成金の交付を受けた旅行者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（助成金の返還等）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。